

広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十七号

#### 広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

##### の一部を改正する条例

(広島県防災対策基本条例の一部改正)

第一条 広島県防災対策基本条例(平成二十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。</p> <p>しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大規模化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。</p> <p>特に、全国で最多の土砂災害警戒区域等を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。</p> <p>ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>(定義) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。</p> <p>六 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災</p>	<p>災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。</p> <p>しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大規模化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。</p> <p>特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。</p> <p>ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>(定義) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 災害時要援護者 災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。</p>

害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

#### 七 (略)

八 避難情報 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

#### (基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、要配慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

#### (避難行動要支援者からの情報の提供)

第十三条 避難行動要支援者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

#### (避難行動要支援者の支援等)

第十九条 自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するように努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は、避難行動要支援者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

#### (避難情報への対応の準備)

第二十条 自主防災組織は、避難情報が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

#### (避難行動要支援者の支援体制の整備)

第二十七条 市町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その

#### 六 (略)

#### (基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、災害時要援護者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

#### (災害時要援護者からの情報の提供)

第十三条 災害時要援護者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

#### (災害時要援護者の支援等)

第十九条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するように努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

#### (避難勧告等への対応の準備)

第二十条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

#### (災害時要援護者の支援体制の整備)

第二十七条 市町は、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他

<p>他の関係機関と連携し、避難行動要支援者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（要配慮者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(医療救護体制の整備)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(避難の実施)</p> <p>第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難情報の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。</p> <p>2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難情報が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。</p>	<p>の関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(医療救護体制の整備)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(避難の実施)</p> <p>第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難勧告等の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。</p> <p>2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。</p>
--	--

(広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部改正)

第二条 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成二十七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 避難情報 広島県防災対策基本条例第二―条第八号に規定する避難情報をいう。</p> <p>第十条 (災害発生の危険性を察知する取組)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 避難情報等の情報</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>第十条 (災害発生の危険性を察知する取組)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。